

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

規 則

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
..... (循環型社会推進課) 1

規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年 3 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第24号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 6 年北海道規則第20号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 の次に次の 2 条を加える。

（一般廃棄物処理施設の定期検査の申請）

第 4 条の 2 の 2 省令第 4 条の 4 の 2 に規定する申請書の様式は、別記第 5 号様式の 2 とする。

（一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知）

第 4 条の 2 の 3 省令第 4 条の 4 の 4 に規定する検査の結果を通知する書面の様式は、別記第 5 号様式の 3 とする。

第 4 条の 7 中「又は」を「（省令第 5 条の 5 の 4 において準用する場合を含む。）又は」に改め、同条の次に次の 4 条を加える。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定の申請）

第 4 条の 7 の 2 省令第 5 条の 5 の 5 第 1 項に規定する申請書の様式は、別記第10号様式の 2 とする。

（熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設に係る認定証の交付）

第 4 条の 7 の 3 知事は、法第 9 条の 2 の 4 第 1 項の認定をしたときは、別記第10号様式の 3 の熱回収施設設置者認定証を交付するものとする。

（認定熱回収施設設置者に係る休廃止等の届出）

第 4 条の 7 の 4 省令第 5 条の 5 の10第 1 項に規定する届出書の様式は、別記第10号様式の 4 とする。

（熱回収に関する報告）

第 4 条の 7 の 5 省令第 5 条の 5 の11第 1 項に規定する報告書の様式は、別記第10号様式の 5 とする。

第 8 条の 2 を削る。

第13条第 1 項中「第15条の 2 の 5 第 1 項」を「第15条の 2 の 6 第 1 項」に改める。

第15条の 2 第 1 項中「第12条の 7 の 7 第 2 項」を「第12条の 7 の17第 2 項」に改め、同条第 2 項中「第12条の 7 の 7 第 5 項」を「第12条の 7 の17第 5 項」に改め、同条第 3 項中「第12条の 7 の 7 第 4 項」を「第12条の 7 の17第 4 項」に改める。

第15条の 3 中「第10条の10の 2」を「第10条の10の 3」に改める。

第20条第 1 項中「法第12条第 6 項規定する事業場を設置している」を「政令第 6 条の 4 第 1 号に掲げる」に、「当該」を「同号に規定する」に改め、同条第 2 項中「第12条の 2 第 6 項」を「第12条の 2 第 8 項」に改め、同条第 4 項中「第15条の 2 の 4」を「第15条の 2 の 5」に改める。

第21条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、前条第 1 項、第 3 項及び第 4 項並びに法第12条第 9 項及び第10項、第12条の 2 第10項及び第11項並びに第12条の 3 第 7 項の規定により提出する書類については、この限りでない。

第21条第 2 項中「第 4 条の17」の次に「、第 5 条の 5 の 5 第 1 項、第 5 条の 5 の10第 1 項、第 5 条の 5 の11第 1 項」を加え、「第 5 条の10第 1 項、」を「第 5 条の10第 1 項及び」に改める。

別記第 1 号様式（第 3 面）中「法第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する」を削り、同様式（第 4 面）備考中 7 の事項を 8 の事項とし、6 の事項の次に次の 1 事項を加える。

7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

別記第 5 号様式中「次の一般廃棄物処理施設が竣功したので、」を削り、「による施設」を「により、一般廃棄物処理施設」に改め、「使用前検査を」の次に「受けたいので」を加える。

別記第 5 号様式の次に次の 2 様式を加える。

別記第 5 号様式の 2（第 4 条の 2 の 2 関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書

年 月 日

北海道知事 様	
申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物 処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	
※手数料欄	
(日本工業規格 A4)	
別記第5号様式の3 (第4条の2の3関係) 定期検査結果通知書 年 月 日 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果につい て、次のとおり通知する。 北海道知事 印	
一般廃棄物処理施設の設置場所	

一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務連絡欄	
(日本工業規格 A4)	
別記第7号様式(第2面)中「法第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式(第 3面)備考中7の事項を8の事項とし、6の事項の次に次の1事項を加える。 7 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれら に準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法 人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す るものと認められる者を含む。 別記第8号様式及び別記第9号様式(表)中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11 項」に改める。 別記第10号様式(表)中「第9条の3第10項」を「第9条の2の3第2項、第9条の3第 11項」に、 「埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量」を「埋め立てた一般廃棄物の種類 (当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物が含まれる場合は、そ の旨を含む。)及び数量」に改め、同様 式(裏)中 「添付書類 基準を定める省令(以下「基準省令」という。)第1条第3項第5号の	

及び図面	規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類 4 申請の直前2年以上にわたり行った基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類 5 その他参考となる書類又は図面
------	--

を

「

添付書類 及び図面	基準を定める省令（以下「最終処分基準省令」という。）第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類 4 申請の直前2年以上にわたり行った最終処分基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類 5 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面 6 その他参考となる書類又は図面
--------------	---

」

に改め、同様式の次に次の4様式を加える。

別記第10号様式の2（第4条の7の2関係）

（表）

熱回収施設設置者認定申請書

年 月 日

北海道知事 様

申請者

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

熱回収施設の設置の場所	
※認定の年月日	年 月 日
※認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力 △設備の位置、構造等の

	設置に関する計画	
	△設備の維持管理に関する計画	
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類	
	熱回収の方法	
	熱回収率	%
許可の年月日及び許可番号	年 月 日	第 号
※事務処理欄		

（日本工業規格 A4）

（裏）

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量（トン／時）、発電機の出力（キロワット）、熱交換器の能力（キロジュール／時、複数ある場合はそれぞれの能力）を記載すること。
- △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
 - 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
 - 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 正本1部、副本1部を提出すること。

※手数料欄

別記第10号様式の3（第4条の7の3関係）
熱回収施設設置者認定証
年 月 日
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。
北海道知事
認定の年月日 年 月 日
認定の有効年月日 年 月 日
認定番号
熱回収施設の設置の場所
熱回収の方法
熱回収に必要な設備
熱回収率 %
留意事項
1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。
2 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止したとき、又は休止した当該熱回収施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。
（日本工業規格 A4）
別記第10号様式の4（第4条の7の4関係）

熱回収施設休廃止等届出書
年 月 日
北海道知事 様
届出者
住 所
氏 名
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。
熱回収施設の設置の場所
認定の年月日及び認定番号 年 月 日 第 号
熱回収を行わなくなったとき
理由
年月日 年 月 日
廃止、休止又は再開したとき
理由
（廃止・休止・再開の別）
年月日 年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき
△変更の内容
理由
年月日 年 月 日
※事務処理欄
備考
1 ※欄は記入しないこと。
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとするこ

と。

(日本工業規格 A 4)

別記第10号様式の5 (第4条の7の5関係)

熱回収報告書

年 月 日

北海道知事 様

報告者

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の11第1項の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。

認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号
年4月1日から 年 3月31日までの年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

(日本工業規格 A 4)

別記第12号様式(表)中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改める。

別記第13号様式(第2面)中「法第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式(第3面)備考中3の事項を4の事項とし、2の事項の次に次の1事項を加える。

3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

別記第14号様式中「法第7条第5項第4号りに規定する」を削り、同様式(第4面)備考中4の事項を5の事項とし、3の事項の次に次の1事項を加える。

4 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有す

るものと認められる者を含む。

別記第22号様式の2を削る。

別記第25号様式の2中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

別記第25号様式の3中「第12条の7の7第5項」を「第12条の7の17第5項」に、「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

別記第25号様式の4中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改める。

別記第25号様式の5中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改める。

附 則

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。